

4. 保育所保育指針及び保育の質の向上のためのアクションプログラムについて

(1) 保育所保育指針の告示化

平成20年3月28日、改定保育所保育指針(以下「保育指針」)が公布された。

昭和40年に制定された保育指針は、今回の改定により、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、遵守すべき法令として示された。これにより全国の認可保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとしている。

また、保育所が子どもの保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大する中で、保育所の専門性を適切に発揮しながら、その社会的責任を果たしていくことが必要とされ、保育指針の内容にも反映されている。

保育指針は、1年間の周知期間を経て、平成21年4月に公布される。各保育所においては、これまでの保育の蓄積や地域の特性を生かしつつ、保育所の今日的役割を明確にしなが、保育指針に基づく保育を豊かに展開していくことが求められる。また、保育現場と行政との連携・協力を改めてお願いするところである。

資料6

保育所保育指針について

厚生労働省告示第141号(平成20年3月28日)

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化(人や自然と直接関わる経験の不足、生活リズム・食生活の乱れ等)
- 保護者の子育て環境の変化(子育てへ不安感・負担感の増大、養育力の低下・児童虐待等)
- 関係法令等の改正等への対応(児童福祉法・社会福祉法・教育基本法・食育基本法等)

保育所に期待される
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割
- ・保育士の専門性の発揮・施設長のリーダーシップ等

保育所が果たすべき役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図る。また、保育所保育の構造化を図りながら、保育の専門施設としてその組織性や職員の専門性の向上を目指す。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容を大綱化(現行の13章を7章に)
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説書を作成